

Weekly Report

第 771 号

令和6年11月11日

年末調整で提出する各種申告書のポイント

本年の年末調整は各人から提出された「扶養控除等申告書」などに基づき年末調整時点の定額減税額（年調減税額）を算出して年税額の計算を行いますので、記載内容に誤りがないように注意しましょう。

◎年末調整の対象者……「扶養控除等申告書」を提出した方が対象となりますが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。なお、対象者のうち、給与以外の所得を含めた合計所得金額が1805万円を超える方は定額減税の対象外となるため、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。

◎扶養控除等（異動）申告書……扶養控除や障害者控除などを受けるための申告書で、年末調整を行うには提出が必要です。また、年調減税額の計算に含める扶養親族（居住者）は、申告書に記載された控除対象扶養親族及び年少扶養親族が対象となります。

◎基礎控除申告書……合計所得金額2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合に提出します。なお、申告書に記載された合計所得金額の見積額などで年調減税の対象になるかを確認します。

◎配偶者控除等（兼定額減税）申告書……合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出します。また、年調減税額の計算に含める配偶者（居住者）は、合計所得金額が1805万円以下である方の同一生計配偶者が対象となり、該当する場合は「配偶者定額減税対象」欄にチェックを付けて提出します。

◎所得金額調整控除申告書……給与収入が850万円超であり、23歳未満の扶養親族がいる等に該当する方が所得金額調整控除を受ける場合に提出します。

マイナ保険証を持たない方に「資格確認書」

本年12月2日以降、現行の健康保険証は新規発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」が基本となります。現行の健康保険証も有効期限まで（有効期限がない保険証は来年12月1日まで）は使用することが可能ですが、転職などで保険者（協会けんぽ、健保組合、国保など）の異動があった場合はその時点までとなります。

また、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、有効期限内に保険証の代わりとなる「資格確認書」が保険者から交付されます。この資格確認書の交付にあたって手続や申請は原則不要です。

来年の裁判員候補者に通知が届きます

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、毎年11月に翌年の裁判員候補者名簿に登録されて裁判員に選ばれる可能性がある方へ「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所から届きます。

名簿の中から事件ごとに裁判員候補者が選ばれるため、登録された段階では必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。

同封の調査票を確認し、該当する辞退事由などがある場合は必要事項を記入の上、返送します。